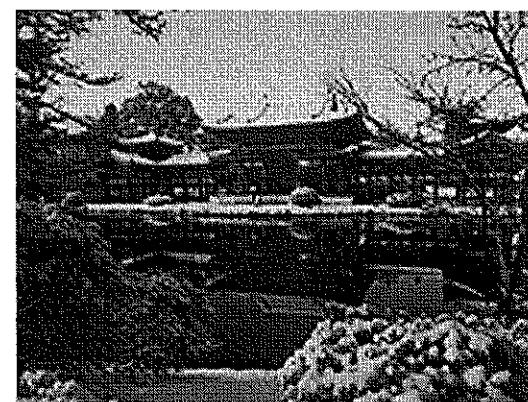


資料1

世界遺産の概要



日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録可能性検討委員会

平成23年7月22日

世界遺産とは

- ・ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の1972年の総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて、世界遺産リストに登録された遺跡や景観そして自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ不動産を指す
- ・世界遺産条約締約国数は187カ国（2010年8月現在）
- ・2011年6月現在 936件となり、審査が厳格化する方向
- ・世界遺産はその内容によって以下の三種類に大別
 - 文化遺産
顕著な普遍的価値をもつ建築物や遺跡など
(文化的景観・産業遺産等含む)
 - 自然遺産
顕著な普遍的価値をもつ地形や生物、景観などをもつ地域
 - 複合遺産
文化と自然の両方について、顕著な普遍的価値を兼ね備えるもの

他のユネスコ創設の遺産

● 無形文化遺産

- ・人類にとって重要な無形文化遺産保護のため2006年にユネスコが創設
- ・人びとの慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間のこと

● 記録遺産

- ・世界的な重要性を持つ記録遺産保護のため1997年にユネスコが創設
- ・世界歴史に重大な影響をもつ事件、時代、場所、人、主題、形態、社会的価値を持った記録遺産のこと

世界遺産の登録対象

■ 顕著な普遍的価値(OUV)を有すること

- ・ 完全性: 顕著な普遍的価値を証明するために必要な要素が全て揃っていること
- ・ 真正性: そのデザイン、材質、機能などが本来の価値を有していることなど

■ 評価基準

- ・ (i) 人類の創造的才能を表現する傑作。
- ・ (ii) ある期間を通じてまたはある文化圏において建築、技術、記念碑的芸術、都市計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの
- ・ (iii) 現存するまたは消滅した文化的伝統または文明の、唯一のまたは少なくとも稀な証拠
- ・ (iv) 人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観の優れた例
- ・ (v) 特に不可逆的な変化の中で存続が危ぶまれている、ある文化(または複数の文化)を代表する伝統的集落または土地利用の際立った例
- ・ (vi) 顕著で普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰または芸術的、文学的作品と、直接にまたは明白に関連するもの(この基準は他の基準と組み合わせて用いるのが望ましいと世界遺産委員会は考えている)
- ・ (vii) ~ (X)は、自然遺産に適用されるもの(省略)

世界遺産登録のプロセス

各人民政府

- ・ 国内の「暫定リスト」を作成しユネスコ世界遺産センターに提出
(日本では、国宝、重要文化的景観、特別史跡等に指定・選定されていることが条件)
- ・ 暫定リスト登録物件の中から条件が整ったものを、原則として1年につき各国2件を世界遺産センターに推薦



世界遺産センター

- ・ 推薦された物件に関して、文化遺産についてICOMOS（国際記念物遺跡会議）、自然遺産についてはIUCN（国際自然保護連合）の専門機関に、現地調査の実施を依頼



専門機関

- ・ 専門機関が現地調査を実施し、当該地の価値や保護・保存状態、今後の保全・保存管理計画などについて「評価報告書」を作成し世界遺産センターに提出



世界遺産委員会

- ・ 世界遺産リストへの登録の可否を決定

日本の世界遺産及び暫定リスト登録物件

世界遺産登録物件

記載物件名	
1	法隆寺地域の仏教建造物
2	姫路城
3	屋久島
4	白神山地
5	古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落
7	原爆ドーム
8	厳島神社
9	古都奈良の文化財
10	日光の社寺
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群
12	紀伊山地の霊場と参詣道
13	知床
14	石見銀山遺跡とその文化的景観
15	平泉—仏国土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—
16	小笠原諸島

暫定リスト登録物件

記載物件名	
1	古都鎌倉の寺院・神社ほか
2	彦根城
3	富岡製糸場と絹産業遺産群
4	富士山
5	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群
6	長崎の教会群とキリスト教関連遺産
7	国立西洋美術館本館
8	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群
9	九州・山口の近代化産業遺産群
10	宗像・沖ノ島と関連遺産群
11	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群
12	百舌鳥・古市古墳群

日本の暫定リスト登録待ち物件

平成18年、19年に文化庁が都道府県に対し提案公募したものについて、
文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会が分類（平成20年9月）

	提案名	所在地
提案書の基本的主題を基に、提案地方公共団体を中心に作業を進めるべきもの		
カテゴリー I a	最上川の文化的景観—舟運と水が育んだ農と祈り、大地	山形県
	天橋立—日本の文化景観の原点	京都府
	錦帯橋と岩国の町割	山口県
	四国八十八箇所霊場と遍路道	徳島県・高知県・愛媛県・香川県
	阿蘇—火山との共生とその文化的景観	熊本県
提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により作業を進めるべきもの		
カテゴリー I b	城下町金沢の文化遺産群と文化的景観	石川県
	善光寺と門前町	長野県
	松本城	長野県
	妻籠宿・馬籠宿と中山道—『夜明け前』の世界—	長野県・岐阜県
	萩—日本の近世社会を切り拓いた城下町の顕著な都市遺産—	山口県

世界遺産としての観点のみならず、その前提となる文化財保護法に基づく
文化財指定・選定による保護を着実に進めることが必要と指摘

日本の暫定リスト登録待ち物件

今回の提案内容を基に世界遺産を目指す限りにおいては、現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいと考えられるもの

カテゴリー
II

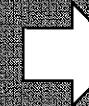
北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居群	北海道
松島・貝塚群に見る縄文の原風景	宮城県
足尾銅山－日本の近代化・産業化と公害対策の起点－	栃木県
埼玉古墳群－古代東アジア古墳文化の終着点－	埼玉県
近世高岡の文化遺産群	富山県
立山・黒部～防災大国日本のモデル－信仰・砂防・発電－～	富山県
靈峰白山と山麓の文化的景観－自然・生業・信仰－	石川県・福井県・岐阜県
若狭の社寺建造物群と文化的景観－神仏習合基調の中世景観	福井県
日本製糸業近代化遺産～岡谷の製糸資産～	長野県
飛騨高山の町並みと祭礼の場－文化的景観－	岐阜県
三徳山－信仰の山と文化的景観－	鳥取県
山口に花開いた大内文化の遺産－京都文化と大陸文化の文化	山口県
宇佐・国東－「神仏習合」の原風景	大分県
竹富島・波照間島の文化的景観～黒潮に育まれた亞熱帯の小島	沖縄県
近世岡山の文化・土木遺産群－岡山藩郡代津田永忠の事績－	岡山県
水戸藩の学問・教育遺産群	茨城県
足利学校と足利氏の遺産	栃木県

引き続き世界遺産を目指す場合には、主題の再整理、構成資産の組み換え、更なる比較研究等により、内容の大幅な見直しを行うことが必要と指摘

登録のための条件（原則）

- 頗著な普遍的価値を有すること
完全性、真正性をもつこと
代表性をもつこと（同種の遺産の登録を制限）
- 推薦国政府が保護に全力を注いでいること
法的な措置（文化財保護法などによる保護）
適切な管理計画、管理体制
- 緩衝地帯（バッファゾーン）が確保されていること
遺産の価値や環境を確保するため、周辺に設けられる利用制限区域
→現行の法制度で要件が十分でない場合は、まちづくりの取組も必要

構成資産や緩衝地域の範囲



各ケースに応じて専門的検討に基づき決定

顕著な普遍的価値

- ・ 顕著な普遍的価値の明確化

人類として未来に残していく必要がある価値

※先行事例では、当初から順次ブラッシュアップが図られている。

平泉の例

浄土思想を基調とする文化的景観

→ 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群

- ・ その価値を証明する全要素の見出し及び本来の価値を有するデザイン、材質、機能などが本来の価値を有する証明

先行例～平泉におけるイコモス指摘(平成20年に「記載延期」とされた際のコメント)～

- ・ 全体景観、構成資産間の空間結合でなく個々の要素に限定されている。
- ・ 緩衝地帯が多様な遺跡間の繋がり・一連性をもたらすにもかかわらず、実際に繋がりを分断する現代の建蔽空間及び道路等も包含する。
- ・ 緩衝地帯の多くの部分を推薦資産の範囲に取り込むのは困難。

提案しようとする「価値」が「顕著で普遍的」であることを示す。→ 「価値」とストーリー

提案しようとする「価値」を証明する資産であることを示す。→ 構成資産の絞り込み

構成資産の保護制度の例（国による制度）

国宝、重要文化財、特別史跡、特別名勝、史跡、名勝等の指定
(文化財保護法)
個別の案件に応じて国が判断

重要伝統的建造物群保存地区の選定（文化財保護法、都市計画法）
伝統的建造物群保存地区の都市計画決定、保存のための条例、保存計画
が必要

重要文化的景観の選定（文化財保護法、景観法、都市計画法）
景観計画の策定又は景観地区の都市計画決定、保存のための条例、保存
計画が必要

これらの指定、選定が行われた場合、支援措置が講じられるとともに、
現状変更、建造物の保存に影響を及ぼす行為、地区内の建築物等の建
築、土地の形質の変更等の際は、許可や事前の届出、認定等が必要

保護のための規制の例

◆ 重要文化財の場合（文化財保護法第43条）

重要文化財に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合等は除かれている。）

重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

◆ 重要文化的景観の場合（文化財保護法第139条）

現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（現状変更については維持の措置等、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合等は除かれている。）

文化庁長官は、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

行為規制と支援の仕組み（景観計画区域の場合）

